

第3章 熊本地震への対応を踏まえた重点的な取組

熊本地震では、県内の公立学校の約3分の2が被災し、学校によっては建物の不同沈下、教室や体育館等の天井や照明の破損・脱落、壁の落下、窓ガラスの破損等の被害が出たが、前震、本震とも夜間に発生し、学校にほとんど人がいなかったことから、児童生徒や教職員に死者は出なかった。児童生徒が在籍している平日の昼間に地震が発生していれば、相当な人的被害が発生したものと予想される。

また、熊本地震の対応に関する検証の結果、災害（地震）に対する意識が概して希薄であったこと、県や市町村、学校等で作成済みだった災害対応マニュアル（避難所運営を含む）の想定を超えた対応が求められたこと、学校と地域との普段の連携が十分ではなかった地域もあったことなど、多くの課題が明らかとなった。

災害が発生したときに教育庁や学校等に求められることは、まず、児童生徒や教職員が速やかに安全を確保し、人的被害を最小限にすることである。次に、施設設備を点検し、安全な場所への誘導や災害対策本部の設置、危険区域への立入禁止、最低限の応急復旧等がある。また、学校は災害発生と同時に避難所としての役割を果たすことが求められる。次に、学校の再開準備や児童生徒及び教職員の心のケアなどを迅速かつ的確に行い、早期に日常の生活に戻すことなどが挙げられる。

教育庁及び学校においては、上記の課題を踏まえ、災害発生時に学校等が求められる役割を十分に果たせるようにするため、今後、次のことに重点的に取り組んでいく。

(1) 児童生徒や教職員の防災に関する意識の向上及び災害対応能力の向上

わが国では、平成になってからだけでも、阪神淡路大震災、東日本大震災等、地震による災害が発生しており、その都度、事前の備えや発生後の対応の状況等を国や被災自治体等が検証し、教訓等を報告書にまとめている。被災地以外の自治体、住民、学校関係者等が、それらの教訓を自分のものとし、災害に対する備えを十分にしていれば、災害が発生したときの避難行動やその後の対応が実効性のあるものになるはずである。

しかし、現実には、他地域の被災を見聞きしたとき、災害に対する意識は確かに一時的には高まるが、時間の経過や担当者の交代等により次第に意識が薄れていったり、最初から「対岸の火事」のように感じたりして、他地域の災害の教訓が十分に活かされなかった例がこれまでもある。

熊本地震でも、市町村から避難所の指定を受けているか否かにかかわらず、多くの学校に住民が避難し、実際に学校が避難所として利用された。市町村の防災担当者や学校関係者にとって、指定されていない学校も含め多くの学校が一斉に避難所となったことは「想定外」であっただろう。大規模災害発生時には学校が避難所となり、教職員が避難所運営に従事せざるを得なくなることは、阪神淡路大震災でも東日本大震災でも指摘されていたことである。反省を含めて言えば、教育庁を含め、本県

の学校関係者の間では、強い地震の発生や災害発生時の避難所の設置・運営等は現実味を持って想定されておらず、そのため危機感が希薄で、備えが十分ではなかったのではないかということである。

学校において、人災の未然防止や災害発生時の被害拡大防止を図るためには、まずは教職員や児童生徒一人ひとりが、上記のように災害を「対岸の火事」と捉えることなく、災害は自分の地域でもいつ起こるか分からないという意識を持つ必要がある。熊本地震を経験した多くの児童生徒や教職員は、そのような意識を持つことができたと思われるが、今後もその意識を維持させるとともに、被害が小さかった地域でも高いレベルの意識を持つことができるよう、温度差を解消していく必要がある。

また、児童生徒や教職員が、災害に対する高い意識を持った上で、具体的な災害の種類や特徴、災害発生時に取るべき行動等を継続的に学ぶ場を設け、災害発生時の対応能力を向上させることも必要である。

①教職員等に対する防災研修の充実

○教育センター等が開催する初任者研修等基本研修や管理職研修、学校における校内研修において、熊本地震の経験を活かした、防災意識や災害対応能力を高める研修を継続的、定期的に行い、教職員が高いレベルで共通の意識と理解を持つようにする。

【研修内容（例）】

- 1) 危機管理体制
- 2) 学校防災マニュアルの見直し・改善
- 3) 災害の種類、発生のメカニズム・頻度、被害の特徴・実態
- 4) 災害発生時の避難場所、避難経路
- 5) 学校が避難所となった場合の対応
- 6) 児童生徒や教職員の心のケア など

②児童生徒に対する防災教育の充実

○各学校において、安全教育の一環として、児童生徒の発達段階に応じて、熊本地震の経験を活かした防災に関する教育を行い、災害について主体的に学び、いざというときに自ら考え、主体的に行動できる児童生徒を育成する。

【学習内容（例）】

- 1) 地域の地形等の自然環境や災害の歴史
- 2) 災害の種類、発生のメカニズム・頻度、被害の特徴・実態
- 3) 日常の備え（家庭での備えを含む）
- 4) 災害発生時の避難場所、避難経路（在校時、登下校時、在宅時）
- 5) 災害発生時に取る行動（身を守る行動、初期消火等被害拡大を防止する行動等）
- 6) 災害時の情報の収集方法、情報リテラシー
- 7) 他者との支え合い、自助・共助・公助の考え方とそれぞれの役割
- 8) 心のケア など

○各学校における防災教育に活用できる教材等の作成に取り組む。

- ・学級活動等に活用できる教師用指導資料「学校防災教育指導の手引」を作成し、防災教育の質の向上を図る。
- ・熊本地震の時に現れた熊本の心（助けあい、励ましあい、志高く）の姿を次代に語り継ぐとともに、自分の生き方を考え、主体的に行動できる児童生徒の育成を図るための道德教育用教材を作成する。
- ・児童生徒が自然災害への理解を深めるとともに、災害発生時に自他の命を守るために主体的に行動する力、他者や地域に貢献する意欲や能力を育成するための副読本について検討する。
- ・児童生徒の発達段階に応じて、体系的に防災教育を行うため、教科等の指導と関連付けた指導方法の事例を示すなどの効果的な教育手法を検討する。また学級活動等での被災地の震災遺構や「震災ミュージアム」の活用についても検討する。

③実践的な防災訓練の実施

○各学校では、訓練の目的を明確にし、それに応じて地震等災害の規模や被害の程度について具体的な設定を行った上で、災害発生時に想定されるアクシデント等を盛り込んだ実践的な防災訓練を行い、児童生徒、教職員、地域住民等の防災意識や災害対応能力の向上、学校と地域・関係機関との連携強化を図る。

④熊本地震の風化を防ぐ取組の検討

○全県的に地震を想定した避難訓練や防災教育を実施し、熊本地震の経験を語り継ぎ防災意識の向上を図るため、「くまもと防災教育月間」を設定する。その際には、児童生徒や教職員の心のケアやアニバーサリー反応に十分に配慮する。

(2)防災に関する専門性を有する人材の育成

災害に対する備えや発生後の対応を的確に行うためには、防災に関する知識・ノウハウや災害対応の経験を有する人材が必要である。現に、知事部局においては、災害対応に長年携わった経験者を応急対策の司令役として防災担当部署に配置しているほか、非常時には防災担当部署に在籍した経験のある職員に応援依頼を行い、災害対応体制を確保している。

教育庁や各学校においては、これまでそのような専門性を有する人材の育成や経験者の活用には取り組んでこなかったため、熊本地震では、教育庁にも学校にも避難所の運営や学校再開に向けた手順等について詳しい者はいなかった。また、被害の大きさからマニュアルどおりに動ける状況でもなかったため、学校での避難所運営に教職員が大変な苦勞をした学校や、学校再開の準備作業のやり直しがあった市町村教育委員会もあった。

そのような状況の中、平成7年に阪神淡路大震災を経験した兵庫県教育委員会が、災害発生時に被災した学校を支援する教職員のチーム（EARTH※）を全国の被災学校に派遣しており、熊本地震でも延べ88人が県内の延べ208校に支援に入った。同チームのメンバーは、被災地に入って学校支援を行うことができる人材を養成するための特別な研修プログラムを修了した教職員である。支援を受けた県内の学校からは、同チームによる避難所運営や学校再開に関する助言、避難所運営要員としての支援等を高く評価する声が多数寄せられており、災害発生時に専門性や経験を有する教職員がいれば様々な対応がよりの確に行われることを多くの学校関係者が実感した。

今後は、本県でも次のとおり、防災に関する専門性や災害対応の経験を有する人材を育成し、災害に対する備えや災害発生時の対応を的確に行うことができる体制を整備する。併せて、県内外で大きな災害が発生したときに、学校支援に当たる資質を有する教職員を被災地に派遣する体制を整備する。

また、教育庁や学校だけではなく、地域や企業等にも防災を始めとした危機管理に関する専門性をもち、災害等の予防から発生時の対応まで様々な場面でリーダー的な役割を担える人材がいれば、地域や企業等の対応能力が高まり、いざというときに住民の命や暮らしを守ることができる。そのような人材の育成について、検討を行う。

※EARTH:Emergency And Rescue Team by school staff in Hyogoの略

①防災主任の育成

○平成29年4月に全県立学校と熊本市を除く市町村立学校に、当該学校における防災教育、防災管理、地域との連携等を推進するコーディネーター役として「防災主任」を配置した。この防災主任を対象とした研修を定期的に行い、実践力の向上を図る。

②災害対応ノウハウを持った人材育成の検討

- 教育庁や学校の教職員等を対象として、災害対応のノウハウを持った人材育成を検討する。
- 当該職員の役割は、県内外で災害が発生したときに学校の運営支援に当たることであり、平時においては、防災に関する研修講師や避難訓練への助言等である。
- 兵庫県EARTHの養成講座に職員を派遣し、本県における災害対応のノウハウを持った人材育成のための研修プログラムの開発や研修テキストの作成を検討していく。

③県内外に支援チームを派遣する体制の整備

- 上記で養成した人材のうちから、県内外で大きな災害が発生したときに支援チームとして被災地の学校に派遣する体制整備を検討する。
- 上記研修テキストを活用して、被災地で学校を支援するためのハンドブックを作成する。
- 県外の学校に支援チームを派遣する場合、他の都道府県と連携して効果的な支援を行うため、被災地での支援内容や人材育成等について情報交換を行っていく。

④学校教育における防災に関する人材育成の検討

- 地域や企業等で防災を始めとした危機管理のリーダーとして活躍できる人材の育成に向けて、防災関連学科やコースの設置等について検討する。

(3) 学校施設の安全性向上、関係機関との連携強化等

熊本地震では、県立学校71校のうち57校（全体の80%）、市町村立学校（熊本市立を含む）530校のうち336校（全体の63%）が被災した。耐震化が済んでいた施設であっても、天井、壁、照明等の落下など非構造部材が破損した施設が多く、非構造部材の耐震対策の重要性が再認識された。仮に、熊本地震が児童生徒や教職員が在籍している平日の日中に発生していれば、学校施設等の損傷等により多数の児童生徒が負傷したと考えられる。

学校において、災害が発生したときに児童生徒の安全を確保するとともに、避難所等としての役割を担うためには、まず学校施設が安全であることが大前提である。このため、施設の構造体は耐震性、耐火性が確保され、さらに、天井、壁、照明等の非構造部材の耐震対策等の安全対策に取り組む必要がある。

また、熊本地震では、公立学校 344 校が避難所として利用されたが、そのうち校舎や体育館が被災して利用できなかった学校が 77 校あった。建物内に避難者が入れないため、運動場に最大で約 600 台の車が駐車し、約 2,000 人が車中泊をした学校もある。

避難所となった学校では、本来避難所運営に当たるべき市町村職員が配置されるまで数日かかった、あるいは配置されてもすぐには避難所運営を主導できなかったという学校があった。特に、避難所に指定されていなかった学校には、市町村職員の配置や物資の搬入が遅れる傾向が見られた。そのような状況の学校では、期間の長短はあっても教職員が主導して避難所を運営せざるを得なかった。避難所に指定されていなかった学校では避難所になることさえ想定しておらず、避難所に指定されていた学校にも避難所運営のノウハウがあるわけではなく、教職員が試行錯誤しながら、知恵を出しながら運営に奮闘したというのが実情である。

一方、地域によっては、地域の自治組織、消防団等が避難所開設時から、あるいは避難所開設後の早い段階から、市町村職員とともに避難所の運営に当たり、教職員は児童生徒の安否確認や学校再開に向けた準備等、学校用務に専念することができたという学校もある。

今後、熊本地震のように大きな災害が発生し、多くの学校が一斉に避難所となった場合は、避難所運営の体制が整うまでの初期の数日間は、教職員が避難所運営の中心を担わなければならない事態となることが予想されるので、教職員が避難所を運営できる体制を整備しておくことが必要である。ただし、教職員は避難所となる学校施設の管理者の立場で避難所運営に関わるのが本来の姿であり、避難所運営の役割を担うのは市町村であるため、あらかじめ市町村防災担当部署や自治組織等と役割分担・費用等について共通の認識を持つておくことが必要である。

また、県及び市町村教育委員会や学校では、学校の運営において、地域の人々と教育目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校」へと転換していく際の有効なツールである「コミュニティ・スクール」や、地域との連携・協働を促進する「地域学校協働活

動」等に取り組んでいる。熊本地震では、避難所の運営に苦勞した学校が多い中、このような取組を行い、日頃から地域と連携している学校では、地元住民と協力して避難所運営が円滑に行われたとの報告があり、防災に関しても、学校と地域が日頃から顔の見える関係を築いておくことが重要である。

①学校施設等の安全性の向上

- 本県の熊本地震からの復旧・復興の3原則に掲げてある「単に元あった姿に戻すだけではなく、創造的な復興を目指す」「復旧・復興を熊本の更なる発展につなげる」に則り、被災した学校施設等の改築、修繕においては、非構造部材を含めた耐震対策に取り組む。被災しなかった学校施設や社会教育施設等についても、計画的な老朽化対策と併せて非構造部材等の耐震対策に取り組む。
- 今後の新たな災害に備え、児童生徒の安全確保と学校機能を迅速に回復できる設備等を整えておく必要があることから、全ての県立学校の防災機能の強化に向けて、計画的な整備の検討を行っていく。

②学校等の避難所指定

- 災害発生時には、指定の有無にかかわらず学校や社会教育施設等は避難所となる可能性があることから、学校等は市町村防災担当部署と連携し、学校の規模、校種等を踏まえた上で、指定避難所としての利用について、関係者間（学校、市町村、自治組織等）で避難所の運営等について詳細に取り決め、市町村防災担当部署の主導の下、近隣の公共施設や学校との避難所としての役割分担や連携について共有を図るとともに、あらかじめ、避難所利用の協定締結を行っておく。

【あらかじめ取り決める事項（例）】

- 1) 想定される避難者数（最大）
- 2) 避難所の開設者と開錠者
- 3) 校舎等の安全の確認方法
- 4) 開設後の関係者（学校、市町村、自治組織等）の参集、役割分担、避難所運営組織の立上げ及び人員の配置
- 5) 市町村職員、自治組織等との連絡調整及び運営の移行手順等
- 6) 開放する区域と順序、要配慮者やペット同伴者のための区域、物資搬入や保管の区域等（学校再開や再開準備を見据えた区域設定）
- 7) 避難者（車中泊を含む）の把握方法
- 8) 避難所として備えておくべき機能、必要な物資の備蓄や調達方法
発電機、照明、ガス（カセットを含む）、水（飲用、トイレ用）、食料、炊飯用具、救急用品、毛布、マット、衛生用品等
- 9) 学校再開後の避難所との併用期間の対応
- 10) 避難所運営に係る費用負担
- 11) 避難所の縮小・閉鎖の手順等

③学校と地域との連携強化、防災型コミュニティ・スクール

- 平成 29 年度に全県立学校を防災型コミュニティ・スクール（一部は総合型）として指定しており、各学校において設置する学校運営協議会（メンバーは警察、消防、市町村防災担当部署、自治組織、保護者等）において、防災教育、合同避難訓練、災害発生時の初動、避難所の運営等についての連携と役割分担等を取り決め、関係者間で共通の理解を持つようにする。
- 市町村立小中学校に対しては、地域とともにある学校づくりに向け、コミュニティ・スクールや権限及び要件を緩和した熊本版コミュニティ・スクールの導入を推進する。
- 市町村や学校が、地域との連携・協働を促進するために取り組んでいる、放課後子供教室等の地域学校協働活動を推進し、日頃から地域と顔の見える関係づくりに努める。

(4) 実際の災害を想定した危機管理体制の整備等

教育庁や学校においては、これまでも防災マニュアルや危機管理マニュアルという名称のものを作成し、避難訓練等も実施していたが、例えば、災害の想定一つをとっても、発生の時間帯、被害の状況等を具体的に想定したものではなく、熊本地震のような大きな災害に対応するには十分な内容ではなかったという指摘がある。

実際に災害が発生したときに役に立つマニュアルとするためには、災害の種類、発生の季節・時間帯、学校施設やライフラインの被害の状況等について、想定されるパターンを設定し、それぞれの場合の対応を具体的に記載しておく必要がある。

また、災害はどのような状況で起こるか分からず、管理職が不在の場合や教職員が数人しかいない場合等もあるので、そのような場合の対応も想定し、教職員全員に周知徹底しておかなければならない。

①教育庁における取組

○災害発生時の状況として可能性のある状況を具体的に想定して教育庁の危機管理関係規程を改訂し、各場面における対応もできる限り具体的な内容とする。

【災害の想定（例）】

- 1) 災害の種類
- 2) 発生の時期・時間帯（夜間、休日など）
- 3) 被害の状況

【定める事項（例）】

- 1) 災害対策本部教育対策部の各班の役割分担（現行のマニュアルに規定のない避難所運営支援業務等の整理が必要）
- 2) 災害待機の体制（待機が長期化するときの対応）
- 3) 被害状況報告等の様式（現行の様式の整理が必要）
- 4) 職員の安否確認の方法（SNS等を含めた複数の確認方法）
- 5) 学校の人的・物的被害の状況把握（通信手段が使えない場合も想定）
- 6) 学校への情報伝達の方法（通信手段が使えない場合も想定）
- 7) 被災地への情報収集・支援のための要員の派遣
- 8) 他県等からの応援職員の要請・受入れ（受援）の担当部署、対象業務、必要な資機材等
- 9) 物資の備蓄・調達
- 10) 平時の安全管理・点検（備品等の転倒・脱落防止、危険物の安全管理、避難経路・場所の確認等）など

○学校が作成すべき防災マニュアルの内容や留意事項等を記載した「学校防災マニュアル作成の手引」を平成29年3月に各学校に示したが、各学校において、その手引に沿って早期に防災マニュアルの見直しが行われるよう進捗状況を確認しながら指導・助言を行う。

○通常業務の一部を中断せざるを得ないような大きな災害が発生したときに備えて、業務継続計画を随時見直していく。

- 大規模災害発生時、災害対応業務や学校再開業務を円滑に進めるため、県内で被害の少なかった学校から被害の大きかった学校へ業務継続支援のため職員を派遣するなどの体制づくりについて検討を行う。

②学校における取組

- 教育庁が示した「学校防災マニュアル作成の手引」等を参考にしてマニュアルを作成する。災害発生時の状況として可能性のある状況を具体的に想定して、各場面における対応もできる限り具体的に記載する。作成した防災マニュアルの内容については、教職員全員に周知徹底し、災害が発生したときに迅速かつ的確に行動できるようにする。

<防災マニュアルに地震検証の反映を検討する事項>

【災害の想定（例）】

- 1) 災害の種類
- 2) 発生の季節・天候（真夏、真冬、雨天、降雪等）
- 3) 発生の時間帯（児童生徒の在校時、校外活動中、登下校時、登下校中と在校の児童生徒の両方がいる時、在宅時、寄宿舎にいる時など）
- 4) 被害の状況（校舎の壁面の落下、停電、断水、電話不通、道路・鉄道の不通等）

【定める事項（例）】

- 1) 災害対策本部の設置、各班の役割分担、教職員の参集基準等
- 2) 避難場所と避難経路（特性に応じた対応が必要な児童生徒の避難方法を含む）
- 3) 二次災害に対応した避難場所の確保と避難経路
- 4) 教職員及び保護者との連絡体制
 - ・メールによる一斉連絡が有効
 - ・電話が不通の場合の連絡方法も想定
 - ・前年度末までに連絡体制を整備
- 5) 児童生徒や教職員の安否確認方法（在宅時等を含む）
- 6) 下校の判断基準や児童生徒の保護者への引き渡し方法
 - ・下校判断の基準
 - ・引き渡しカードの作成等
- 7) 医療的ケアを要する児童生徒への対応
- 8) 学校施設の被害の状況把握の方法
- 9) 教育庁、教育事務所、市町村教委、学校との情報伝達の方法
- 10) 避難所の開設
 - ・想定される避難者数（最大）
 - ・開設者と開設者
 - ・校舎等の安全の確認方法
 - ・開設直後の教職員の参集・役割・配置
 - ・市町村職員、自治組織等との連絡調整及び役割分担
 - ・開放する区域と順序、要配慮者の区域、ペット同伴者の区域、物資搬入・保管の区域等（学校再開や再開準備を見据えた区域設定）

- ・避難者（車中泊を含む）の把握方法
 - ・運営組織の確立（市町村職員、自治組織等への移行）
 - ・授業との併用時の対応
 - ・外部からの問合せ対応等（報道機関、民間支援団体等）
 - ・閉鎖の手順 など
- 11) 必要な物資等の備蓄・調達方法
 - ・ライフライン関係（発電機、照明、ガス、水（飲用、トイレ用））
 - ・児童生徒及び教職員用の備蓄（防災頭巾、ライト、ラジオ、救急用品、3日分の飲料水・食料等）
 - ・避難者用の物資（飲料水、食料品、炊飯用具、毛布、マットなど）
 - 12) 給食再開準備
 - 13) 授業再開までの手順
 - 14) 通学路の安全確認、通学支援
 - 15) 児童生徒及び教職員の心のケアの取組
 - 16) 学校施設の安全度確認（チェックリスト等）
 - 17) 平時の安全管理・点検（備品等の転倒・脱落防止、危険物の安全管理、避難経路・避難場所の点検等）など
 - 18) 実践的な防災訓練の実施（訓練の目的、災害の規模等具体的な設定、消防や自治組織等への応援要請、学校と地域・関係機関との連携強化）

(5)心のケア体制の整備

人は、災害、事件・事故等により危機的な状況に遭遇すると、恐怖や喪失体験等により心にダメージを受け、心身に様々なストレス反応を示すことがある。ストレス反応は『異常な状況に対するごく自然な反応』であり、誰にでも起こりうるものと言われている。多くの場合は時間の経過とともにダメージは薄れていくが、ストレス反応を早期に解消させ、PTSD（外傷後ストレス障害）になることを防止するためには、専門家等が積極的に回復を支援する「心のケア」が必要である。

熊本地震でも、多くの児童生徒が心に影響を受けることになった。公立学校において専門家等による心のケアが必要と判断された児童生徒は、平成28年5月時点では全体の2.4%、4,277人に上った。

教育庁では、地震発生直後から学校にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを増員して児童生徒のカウンセリングを行い、各学校では児童生徒へのアンケートや、教職員が心身の変調を感じた児童生徒への個別面談を実施したりするなどの対応を行った。平成29年5月時点では専門家等の心のケアが必要と判断された児童生徒は、平成28年5月時点の4割に減少したが、依然として1,753人が心のケアを必要としている。

過去には、阪神淡路大震災において、心の健康について教育的配慮を要する児童生徒数が震災2~4年後にピークを迎えたとの報告、東日本大震災において、震災3年後に被災した児童生徒の約30%にPTSDの症状が見られたという報告、アメリカ東海岸で発生した9.11同時多発テロにおいて、西海岸でもPTSDの発症が多数見られたという報告等がある。今回の熊本地震においても、心の健康が回復するまで長い年数がかかる場合もあれば、直接被災していなくても心に影響を受ける児童生徒がいる場合もあると想定しており、今後、心のケアには県内全域を対象として中長期的に取り組んでいく。

①教職員の加配要望の継続

- 復旧・復興の状況を見ながら、今後も児童生徒の心のケアや学習支援等において、市町村教育委員会からの要望を受け、国に対して加配要望を行っていく。
- 今後このような災害が起きた場合に、児童生徒の心のケアや学習支援等に迅速に対応できるように、国への加配の要望や他自治体からの教職員の派遣に関するの服務、給与、旅費等についての事務手続き等のノウハウを蓄積しておく。

②児童生徒の心のケア対策

- 心のケアが必要な児童生徒等が依然として多数いることから、専門的な知見や技能を有するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を通常時より拡充し、個々の児童生徒の実態に応じた対策を講じて心のケアに対応する。
- できる限り対象の児童生徒に対して同じスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが継続してケアを行うことができるよう配置・派遣への配慮を行うとともに、やむを得ずケアを行う者が交代する場合も、児童生徒の状況やケアの経過等を後任者に引き継ぐことができるよう、各学校の組織的心のケア体制を構築する。

○教育庁で開催する各種研修会等において、児童生徒の心のケアに関する理解と対応能力を高める教職員研修を企画するとともに、各学校の校内研修等において、スクールカウンセラー等を講師として活用した心のケアに関する心理教育を実施する。

③教職員の心のケア対策

○教育センターや体育保健課が主催する各種研修会等において、教職員を対象として心のケアに関する理解と対応能力を高めることを目的とした研修を行い、教職員が心のケアに関して共通理解を図ることにより、児童生徒のみならず、他の教職員や自らの心身の不調に早期に気づき、専門機関でのケア等に早くつなげられるようにする。また、メンタルヘルス調査や相談窓口の設置等にも取り組む。

④くまもと版心のケアの推進

○平成28年5月に作成した、児童生徒が心の安定を取り戻すための授業展開例である「くまもと・子どもの心の自己回復力を高める授業展開例」については、被災した児童生徒の状況に応じて、また、常時必要に応じて内容を改訂・充実させるとともに、その活用を促進する。

○被災後数年経ってから、あるいは直接被災していない地域でも、突然、心のケアが必要になる児童生徒が現われるとの報告もある。教職員は、そういったことも念頭に置き、児童生徒の変調に早期に気付くことができるよう、普段行っている心身の健康観察を丁寧に行うとともに、児童生徒の家庭との連絡を密にし、家庭での様子からも変調を早く把握できるように努める必要がある。

○そういった児童生徒の心のケアに関して、県内外の専門家の意見をいただきながら組織的・継続的に対応するため、熊本県教育委員会と熊本市教育委員会が連携して「心のケア サポート会議」を開催し、必要な支援を検討する。

⑤関係機関・団体との連携及び要員の確保

○心のケアは学校関係者だけでは完結せず、専門機関等につなげるケースや進学に伴い進学先への情報提供が必要なケースもあるので、継続したケアがスムーズに行えるよう普段から関係機関・団体と連携できる関係を築いておく。

○熊本地震のような大きな災害が発生したときに、学校等へのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの派遣が迅速に行えるよう、派遣できる者を可能な限り事前にリストアップするとともに派遣の条件、手続き等を明確に定めておく。リストアップに当たっては、手話ができる者、障がい特性に理解がある者等、児童生徒の特性に応じた対応ができる情報も把握しておく。

(6) 文化財の復旧

平成28年熊本地震では、県民の誇りであり、国民の宝でもある熊本城や阿蘇神社をはじめ、地域の宝である多くの文化財が被害を受けた。熊本県では、国・県・市町村指定等の文化財について、文化庁や市町村等と連携して早期復旧に向け取り組んでいる。

未指定文化財については、「文化財ドクター派遣事業」（歴史的建造物を対象）や「文化財レスキュー事業」（動産文化財：古文書や美術工芸品等を対象）により、市町村や関係機関と連携し、復旧支援に取り組んでいる。

一方、平成28年5月、地元経済界を中心に被災文化財復旧のための募金活動が始まり、同年7月、「熊本城・阿蘇神社等被災文化財復興支援委員会」が発足。これらが呼び水となり、これまで熊本県内外から多額の寄附金が寄せられている（平成29年12月末現在の寄附の受納額は、37.3億円）。

国・県・市町村指定等文化財及び未指定の歴史的建造物、動産文化財復旧等の民間所有者負担については、「平成28年熊本地震被災文化財等復旧復興基金」（民間寄附金を原資）を活用した補助制度を創設し、「痛みの最小化」（できる限りの負担軽減）を図っている。これにより、国・県・市町村指定文化財から、未指定でも歴史的価値のある歴史的建造物、動産文化財に至るまで、切れ目のない手厚い支援の枠組みが完成した。これは、過去の震災でも例のない規模の取組みである。

①国等指定から未指定文化財までの切れ目のない復旧・支援

○基金配分委員会や活用委員会等を継続し、県内外から寄せられた寄附金を財源とする「平成28年熊本地震被災文化財等復旧復興基金」の効果的活用を図る。

○指定文化財の復旧支援

・文化財的価値を損なわない工法による復旧が必要なため、復旧方法の検討に時間を要するものが多数存在する。文化庁、市町村及び関係機関との連携を継続・強化し、市町村からの各種相談に対する技術的支援を継続する。

○未指定文化財・歴史的価値を有する建造物の復旧支援（文化財ドクター）

・できるだけ多くの歴史的建造物が保存されるよう、県、市町村、ヘリテージマネージャー（歴史文化遺産保全活動推進員）による個別訪問や基金活用委員会の開催等による、県の補助制度の周知や文化財的価値を損なわない工法や概算額の提示など、民間所有者に対する支援を継続する。

○未指定文化財・動産文化財の復旧支援（文化財レスキュー）

・平成29年度からは県主導での体制を整備している。平成29年度前半は、救出作業を集中的に実施し、後半には、返却に向けた整理作業を実施した。市町村等の協力を得ながら、文化財指定への目処を付けつつ、所有者の生活再建状況や意向を確認しながら、随時、返却を進めていく。

・併せて、県内の市町村等の協力を得るほか、ボランティア養成講座を継続するなど、県民への協力を呼びかけ、救出した文化財の整理作業体制を整備していく。

②熊本城の復旧

○平成28年3月に熊本市が策定した「熊本城復旧基本方針」等に沿って、「県民の心の復興」のシンボルにふさわしい文化財的価値を損なわない復旧を、国や日本財団とともに支援していく。

- 熊本城の天守閣石垣の修理、重要文化財建造物群等及び見学通路設置の工事が適切に実施されるよう、以下の会議を開催するなど、更に連携を深め支援していく。
 - ・平成29年度末に「熊本城復旧基本計画」を熊本市が策定する。年度内に、国土交通省・文化庁・県・熊本市の実務トップで構成する「熊本城復旧推進会議」を開催する予定。
 - ・平成28年度から実施されている、国土交通省・文化庁・県・熊本市の実務担当者による「熊本城公園復旧推進調整会議」を平成30年度も継続して開催することを確認。
- 今後とも、国による財政支援を要望していくとともに、文化庁の調整を経て、他県自治体等の専門職員派遣を依頼していく。

③復旧事業等に伴う埋蔵文化財発掘調査の推進

- 今後、国道57号北側復旧ルート建設事業、木山復興土地区画整理事業、被災地における災害公営住宅建設事業等、国や自治体による復旧事業や個人住宅の再建等が進むことに伴い、県や県内市町村において実施が必要となる埋蔵文化財調査が本格化する。
- 文化庁の調整を経て、他県等から専門職員を派遣いただき対応しているが、今後、このようなことも含めて、専門職員の確保や、県全体として埋蔵文化財発掘調査を進める体制を整備していく。

